

## 社会貢献活動でのアマチュア無線の活用

～ 災害時や地域イベントなどの通信にアマチュア無線が利用できます ～

★2021年3月10日、電波法施行規則が改正され、「アマチュア業務」の定義規定に「その他総務大臣が別に告示する業務」の文言が追加されました。

★同時に制定された総務省告示において、ボランティア活動などのいわゆる社会貢献活動への活用が規定されています。

★アマチュア無線は、これまでも災害時等の非常通信に活用されてきた実態がありますが、地域行事への協力など、より広範な社会貢献活動への活用が可能であることを明確化した制度改正が行われました。

★これにより、電波の有効利用及びアマチュア無線の地位向上を図るとともに地域社会に貢献しようとするものです。

### ◎ 以下に留意し、アマチュア無線の適正な運用に努めることが必要です

◎ 総務省が例示した社会貢献活動としての利用事例の例示

- 災害時の避難、復旧を含む一連の通信連絡への利用
- マラソン大会、花火大会、地域清掃等の地域活動での通信連絡への利用
- 有害鳥獣対策等自治体が担う公的活動での通信連絡への利用 など

◎ 実施形態としては、地域のアマチュア無線クラブ等と自治体や行事の主催者との間で一定の取決めをして運営することが想定されます

◎ 各自の免許を受けたアマチュア局を用い、あくまで各アマチュア無線家の意思によるボランティアとしての活動となります

◎ 営利企業の営利活動には利用できない等これまでと同様金銭上の利益を目的とするものは除かれます

◎ 従来の非常通信の制度に何ら変更はありません。非常通信以外のより広範ないわばボランティア通信への利用が明確となったものです

◎ 利用に当たっては、アマチュア局に係る法令やルールを順守し運用することが必要です

このような活動により、アマチュア無線の社会的認知が向上し、アマチュア無線の一層の発展が期待できます。多くのアマチュア無線家の協力をお願いします。